

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(3件)	漁業振興課
・公有水面埋立ての竣功認可(3件)	漁港漁港課
・道路の区域変更(5件)	道路維持課
・道路の供用開始(10件)	//
・指定納付受託者の指定	交 通 局
◎ 公 告	
・落札者等	管 財 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・県営土地改良事業の工事の完了	農村整備課
・測量の実施	建設企画課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施(2件)	生活安全企画課
◎ 人事委員会規則	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局

## 告 示

### 長崎県告示第116号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

加入区

加津佐町加入区

### 長崎県告示第117号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

加入区

深江町加入区

**長崎県告示第118号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

加入区

中野加入区

**長崎県告示第119号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和8年3月6日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 新上五島町  
所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
代表者氏名 新上五島町長 石田 信明  
代表者住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷字地下宅254番1に隣接する道から字小元ケ浦226番14に隣接する護岸に至る地先
  - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 2,792.35平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地、水路敷
- 5 埋立免許年月日及び番号  
昭和57年12月28日付け長崎県指令57漁計許第62号
- 6 閲覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

**長崎県告示第120号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和8年3月6日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 新上五島町  
所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
代表者氏名 新上五島町長 石田 信明  
代表者住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷字向山465番23から465番35に至る地先
  - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 3,237.99平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地

- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成4年3月9日付け長崎県指令3漁計許第21号
- 6 閲覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

**長崎県告示第121号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和8年3月6日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 新上五島町  
所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
代表者氏名 新上五島町長 石田 信明  
代表者住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
- 3 埋立ての区域  
(1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷字小元ヶ浦225番2から226番14に隣接する護岸に至る地先  
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）  
(3) 面 積 719.17平方メートル
- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成11年12月27日付け長崎県指令11漁計許第30号
- 6 閲覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

**長崎県告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市指方町2734番3地先から 佐世保市江上町962番8地先まで	前	24.8~57.9	569.5	
	後	24.2~97.9	569.5	

**長崎県告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路線名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町上川内973番4地先から 佐世保市江迎町上川内926番2地先まで	前	10.0~18.1	180.0	
	後	10.0~18.1	180.0	

**長崎県告示第124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路線名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町楠泊468番54地先から 佐世保市小佐々町楠泊467番2地先まで	前	33.5~51.3	20.0	
	後	31.9~51.3	20.0	

**長崎県告示第125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路線名 444号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市池田2丁目287番1地先から 大村市池田2丁目287番1地先まで	前	16.3~40.3	13.2	
	後	18.6~41.0	13.2	

**長崎県告示第126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道  
 路線名 384号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町青方郷字新町1144番33地先から 南松浦郡新上五島町青方郷字汐道越1395番20地先まで	前	11.0~11.8	167.9	
	後	11.0~21.0	167.9	

**長崎県告示第127号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市指方町2734番3地先から 佐世保市江上町962番8地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町上川内973番4地先から 佐世保市江迎町上川内924番5地先まで	令和8年3月18日

**長崎県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 鹿見港線	対馬市上県町鹿見字取越303番5地先から 対馬市上県町鹿見字取越309番39地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 郷ノ浦沼津勝本線	壱岐市郷ノ浦町里触字保木山204番1地先から 壱岐市郷ノ浦町里触字保木山210番1地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 唐崎岬線	対馬市豊玉町卯麦字若木629番1地先から 対馬市豊玉町卯麦字若木629番1地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第132号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	長崎市宝町38番1地先から 長崎市幸町22番1地先まで	令和8年3月23日

**長崎県告示第133号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町楠泊480番1地先から 佐世保市小佐々町矢岳164番79地先まで	令和8年3月31日

**長崎県告示第134号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市田原町101番1地先から 佐世保市田原町104番1地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第135号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市有福町38番5地先から 佐世保市有福町38番1地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 444号	大村市池田2丁目287番1地先から 大村市池田2丁目287番1地先まで	令和8年3月6日

**長崎県告示第137号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、キャッシュレス決済を利用して納付される旅客運賃に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 指定年月日  
令和8年3月1日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称  
福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目7番1号  
株式会社F F Gカード

**公 告**

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 業務の名称  
長崎県庁舎清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部管財課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2181
- 3 落札決定日  
令和8年2月18日
- 4 落札者  
福島県福島市五月町3番20号  
キョウワプロテック株式会社 代表取締役 吾妻 学
- 5 落札価格（消費税及び地方消費税を除く。）  
131,148,000円
- 6 契約方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和7年11月28日

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県長崎市網場町53番地2  
松竹 秀明  
長崎県長崎市戸石町307番地2  
里 信介
  - (2) 加入区  
長崎市たちばな加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
長崎市たちばな漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県長崎市戸石町1519番地34  
長崎市たちばな漁業協同組合

**県営土地改良事業の工事の完了（公告）**

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
立石	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（通作条件整備）	平成30年10月1日	令和6年3月19日

	一般農道整備	
--	--------	--

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町の一部（江里免、神田免、野寄免、平野免、口石免、市場免、沖田免）	令和8年2月24日から 令和8年3月27日まで

**公安委員会告示**

**長崎県公安委員会告示第5号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月6日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級	令和8年6月11日（木）午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級	令和8年6月12日（金）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和8年4月6日(月)から同月10日(金)まで	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

(オ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの

## 書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

## (3) 申請方法

ア 検定を受けようとする者は、原則として申請期間の午前9時から午後3時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に、申請先の警察署に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、予定人員に達したときは、申請期間の途中であっても締め切る。

イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申請時間内に、申請先の警察署に対し、事前受付番号を申告の上、検定の申請をすること。この場合において、e-Gov電子申請により検定の申請をするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申請時間内に、検定の申請をしなかったときは、申請先の警察署に対して行った事前申込みは、無効とする。

エ ア及びイの手続きは、原則として検定を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請先の警察署に対し、本人の委任状を提出すること。

## 6 検定手数料及び納付方法

## (1) 検定手数料

各区分とも1万6,000円

## (2) 納付方法

検定の申請時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請により検定の申請をした場合は、別に指示される期日までに、申請先の警察署において納付すること。

なお、納付した検定手数料は、検定を受けなかった場合においても返還しない。

## 7 合格発表

この検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

## 8 その他

## (1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

## (2) 持参する物

検討当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること。

## (3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）

## 長崎県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月6日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

## 1 検定を行う警備業務の種別及び区分

施設警備業務2級

## 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

## (1) 日時

令和8年6月27日（土）午前10時から午後5時までの間

## (2) 場所

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長崎県内に住所を有する者
- (2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和8年4月6日(月)から同月10日(金)まで	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面
  - (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
  - (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面
    - a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
    - b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(3) 申請方法

- ア 検定を受けようとする者は、原則として申請期間の午前9時から午後3時まで(午後0時から午後1時までを除く。)に、申請先の警察署に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、予定人員に達したときは、申請期間の途中であっても締め切る。
- イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申請時間内に、申請先の警察署に対し、事前受付番号を申告の上、検定の申請をすること。この場合において、e-Gov電子申請により検定の申請をするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申請時間内に、検定の申請をしなかったときは、申請先の警察署に対して行った事前申込みは、無効とする。
- エ ア及びイの手続は、原則として検定を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請先の警察署に対し、本人の委任状を提出すること。

6 検定手数料及び納付方法



発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
ツク  
プリン  
ト